

広報誌、ホームページの有料広告募集

◆ 広告媒体概要

名称	院外広報誌 プラタなす	病院ホームページ
閲覧状況等	4回/年発行 4,000部/回	1.5万PV/トップページ
閲覧対象者	(配布先) 来院患者、連携医、大田原市・ 那須塩原市役所、図書館、大田 原市自治会、那須赤十字病院後 援会、那須赤十字病院職員	患者、地域住民、那須赤十字病院 職員、その他

◆ 広告の規格、掲載料など

	院外広報誌 プラタなす	病院ホームページ	その他広告媒体
掲載位置	病院が指定するページの 下段部分	A：全ページ左側の病院が指 定する場所 B：全ページ下部の病院が指 定する場所	広告媒体ごとに 必要時別に定め る。
規格	1 枠： 縦 30mm×横 95mm カラー刷り	A 枠： 縦 70 ピクセル×横 220 ピク セル サイズ 30KB 以内 形式 gif,jpg,png 形式 B 枠： 縦 70 ピクセル×横 230 ピク セル サイズ 30KB 以内 形式 gif,jpg,png 形式	
掲載期間	1 号単位 (4回/年発行)	一ヶ月を単位とし、最長 1 年	
募集枠	最大 4 枠	最大 7 枠 ・A 枠 3 ・B 枠 4	
掲載料金	20,000 円/枠	A：15,000 円/枠/月 B：10,000 円/枠/月	

◆ 広告の要件など

詳細は、[【那須赤十字病院有料広告掲載に関する基本要綱】](#)をご覧ください。

◆ お問い合わせ

那須赤十字病院 総務課

電話 0287-23-1122(代) E-mail nrchp@nasu.jrc.or.jp

那須赤十字病院有料広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須赤十字病院（以下、「病院」）が、病院利用者に有益な情報を提供することを目的に、病院が保有する印刷物その他の資産を有料広告（以下、「広告」）の媒体として活用することに関し必要な事項を定める。なお、広告収入の一部は、院内環境の整備などに充てるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 院外広報誌「プラタナス」
- (2) 病院ホームページ
- (3) その他広告媒体となり得ると病院が認めるもの

(広告の範囲)

第3条 広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り掲載することができる。

- (1) 広告の責任所在（広告主名等）が明記されていないもの
- (2) 虚偽または内容の不明確なもの
- (3) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治活動または宗教活動に関するもの
- (5) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (6) 個人情報に関する取り扱いが不適切であると認められるもの
- (7) 人権侵害、信用毀損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (8) 肖像権、著作権の侵害を引き起こすおそれのあるもの
- (9) 公序良俗に反するもの
- (10) 各種法令による広告規制に違反するもの
- (11) 誇大表示、不当表示など表現方法等が不適切なもの
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種のもの
- (13) 赤十字事業としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (14) 病院事業としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (15) 患者に不利益を与えるおそれのあるもの
- (16) その他、掲載する広告として妥当でないと病院が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載順序は受付順とする。ただし、病院が認める広告についてはその限りではない。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告期間、広告掲載料、広告の作成方法等は、別紙1に定めるとおりとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、病院ホームページ、院外広報誌「プラタナス」等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとするもの(以下、「申込者」)は、有料広告掲載申込書(別紙様式1)に、掲載を希望する広告の原稿を添えて病院に申込みものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 病院は、前条の申込書を受領したときは、速やかに掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(別紙様式2)により申込者に通知するものとする。

2 広告申込みが当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料の支払い)

第9条 広告主は、前条第1項による掲載決定後、病院が指定する期日までに、病院に広告掲載料を一括で支払うものとする。

(広告案の審査)

第10条 病院は、第7条に規定する広告原稿が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合には広告主に修正を求めることができる。

2 広告掲載の可否審査は、広報アメニティ委員会にて審議するものとする。

(広告の作成)

第11条 広告主は、前条に規定する審査後(修正を求めた場合は修正後)に広告を作成するものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 病院は、次の各号に該当する場合は、第8条に規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みによって掲載の決定を受けたとき
- (2) 広告主に起因する事件等が発生したとき
- (3) 病院が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき、または広告掲載料の支払がなかったとき
- (4) その他、病院が広告掲載に支障があると認めるとき

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない事由により広告が掲載できなかった場合には、広告掲載料を返還するものとする。

- 2 病院ホームページに掲載する広告において、広告掲載期間内に病院の都合で病院ホームページを閉鎖した場合は、一ヶ月間を単位として、広告掲載料を返還するものとする。ただし、閉鎖日数の合計が一ヶ月あたり 5 日未満の場合に、広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載の取り下げ)

第 15 条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。
ただし、既納の広告掲載料は返還しない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

1. この要綱は、平成 28 年 10 月 15 日から施行する。

別紙 1 (第 5 条関係)

	院外広報誌 プラタなす	病院ホームページ	その他広告媒体
掲載位置	病院が指定するページの下段部分	A : 全ページ左側の病院が指定する場所 B : 全ページ下部の病院が指定する場所	広告媒体ごとに必要時別に定める。
規格	1 枠 : 縦 50mm×横 95mm (同じ広告主が 2 枠掲載する場合は、縦 50mm×横 200mm) カラー刷り	A 枠 : 縦 70 ピクセル×横 220 ピクセル サイズ 30KB 以内 形式 gif,jpg,png 形式 B 枠 : 縦 70 ピクセル×横 230 ピクセル サイズ 30KB 以内 形式 gif,jpg,png 形式	
掲載期間	1 号単位 (4 回/年発行)	一ヶ月を単位とし、最長 1 年	
募集枠	最大 4 枠	最大 7 枠 ・ A 枠 3 ・ B 枠 4	
掲載料金	20,000 円/枠	A : 15,000 円/枠/月 B : 10,000 円/枠/月	

※那須赤十字病院後援会会員が広告主の場合は、規定の掲載料金より 2 割減額した料金とする。

別紙様式 1 (第 7 条関係)

那須赤十字病院有料広告掲載申込書

平成 年 月 日

那須赤十字病院 あて

申込者 住所 (所在地) _____
氏名 (名称) _____
(代表者職氏名) _____
(担当者氏名) _____
電話番号 _____
E-mail アドレス _____

那須赤十字病院有料広告掲載に関する基本要綱を遵守のうえ、下記のとおり申込みます。

記

1. 掲載希望広告媒体 (希望するものに✓を入れてください)
 - 院外広報誌「プラタなす」
 - 那須赤十字病院ホームページ
 - その他の広告媒体 ()
2. 掲載希望期間 ()
3. 掲載希望枠数 ()
4. 広告内容 (原案を添付してください)